

事 務 連 絡
平成30年9月12日

各都道府県教育委員会指導事務主管課
各指定都市教育委員会指導事務主管課
各都道府県私立学校主管部課
各国立大学法人附属学校担当課 御中
各公立大学法人附属学校担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の
認定を受けた地方公共団体の主管部課

文部科学省初等中等教育局教育課程課

教育課程特例校の指定等に係る申請手続等について

学校教育法施行規則第55条の2等に基づき、学校又は地域の特色を生かし、学習指導要領等によらない特別の教育課程を編成し実施することができる学校（以下「教育課程特例校」という。）の指定等に係る申請を、別紙のとおり受け付けますので、教育課程特例校の指定等を希望する学校がある場合には、申請書等の提出をお願いします。

各都道府県教育委員会におかれては、所管の学校（幼稚園、大学及び高等専門学校を除く。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対し、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校その他の教育機関に対し、各都道府県私立学校主管部課及び構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の主管部課におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対して、国公立大学法人附属学校担当課におかれては、その管下の学校に対して、このことを周知されるようお願いします。

本件担当：文部科学省初等中等教育局教育課程課
教育課程企画室企画係（加藤，板東，新玉）
電話 03-5253-4111（内線2367）
FAX 03-6734-3734
E-mail kyokyo@mext.go.jp

1 指定の対象について

教育課程特例校は、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校を対象とし、学習指導要領等現行の教育課程の基準によらない特例を認める学校であるので、教育課程の特例を必要としないものは指定の対象とならないこと。

2 申請書等の提出について

(1) 提出書類：別添のとおり

(2) 提出期間：平成 30 年 9 月 12 日（水）～平成 30 年 10 月 19 日（金）

※申請の期間は、毎年度、原則として 8 月 1 日から 8 月 31 日までとなっているが、高等学校学習指導要領の移行措置に係る検討及び平成 30 年 9 月 12 日付けで通知した教育課程特例校制度実施要項の改正等に伴い、提出期間を変更している。

(3) 提出先：文部科学省初等中等教育局教育課程課教育課程企画室企画係

〒100 - 8959 東京都千代田区霞が関 3 - 2 - 2

(E-mail) kyokyo@mext. go. jp

※封筒に「教育課程特例校指定等申請書在中」と朱書すること。

(4) 提出方法：郵送及び電子メール

※電子メールでの提出の際には、以下の形式で提出すること。

様式 1 ・様式 3 ・様式 5 ・学校の同意書…PDF ファイル（押印済のもの）

様式 2 ・様式 4 ・様式 6 …ワードファイル

様式 A（集計様式）…エクセルファイル

※様式 A については、郵送での提出は不要である。

(5) 提出部数：郵送 1 部、電子メール 1 通

3 教育課程特例校制度実施要項の改正等に伴う留意事項

(1) 改正後の教育課程特例校制度実施要項及び「教育課程特例校制度実施要項の改正等について（通知）」（平成 30 年 9 月 12 日付け初等中等局長通知）の内容を十分に踏まえること。

(2) 従来 of 申請に係る様式において既に指定を受けている教育課程特例校については、変更後の様式の下での特別の教育課程編成・実施計画等を改めて提出する必要はないこと。

4 学習指導要領の改訂に伴う留意事項

(1) 小学校及び義務教育学校の前期課程（以下「小学校等」という。）、中学校及び義務教育学校の後期課程並びに中等教育学校の前期課程（以下「中学校等」という。）にお

ける教育課程については、平成 29 年 3 月 31 日に公示された新しい小学校学習指導要領（平成 29 年文部科学省告示第 63 号）（以下「新小学校学習指導要領」という。）及び中学校学習指導要領（平成 29 年文部科学省告示第 64 号）（以下「新中学校学習指導要領」という。）への円滑な移行を図るため、平成 30 年 4 月 1 日より教育課程の特例を設けていることに伴い、移行期間中の教育課程の特例の内容に十分留意すること。

(2) 高等学校，中等教育学校の後期課程（以下「高等学校等」という。）における教育課程については、平成 30 年 3 月 31 日に公示された新しい高等学校学習指導要領（平成 30 年文部科学省告示第 68 号）（以下「新高等学校学習指導要領」という。）への円滑な移行を図るため、平成 31 年 4 月 1 日より教育課程の特例を設けることに伴い、移行期間中の教育課程の特例の内容に十分留意すること。

(3) 小学校等においては平成 32 年 4 月 1 日から，中学校等においては平成 33 年 4 月 1 日から，高等学校等においては平成 34 年 4 月 1 日からの新小学校学習指導要領，新中学校学習指導要領及び新高等学校学習指導要領の実施を見据えた教育課程編成・実施計画の検討を行うこと。

5 その他

(1) 申請は，原則，特別の教育課程を実施する予定の前年度に行うこと。また，学校の統廃合等がある場合についても，事前に新規及び廃止の申請を行い，文部科学省の承認を受けること。なお，学校を設置しようとする者に特段の理由がある場合には，前年度以外にも申請を認めることがあり得る。

(2) 指定を受けた教育課程特例校の特別の教育課程編成・実施計画を変更又は廃止（取組期間の終了に伴う廃止も含む。）する必要があるときは，文部科学省の承認を受けること（実施要項 4 参照）。

(3) 「学校教育法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 46 号）」が，平成 27 年 6 月 24 日に公布，平成 28 年 4 月 1 日から施行され，小中一貫教育制度が導入されたことに伴い，小中一貫教育の円滑な実施に必要となる 9 年間を見通した教育課程の実施に資する一定の範囲内で，設置者の判断で活用可能な教育課程の特例が創設され，創設された本特例と同等の内容については，設置者の判断で可能となることから，教育課程特例校制度の活用が不要となっていること。

なお，義務教育学校等においても，各課程における独自教科等の設置やイメージ教育など，小中一貫教育の円滑な実施に必要となる 9 年間を見通した教育課程の実施に資する一定の範囲に当てはまらない内容については，教育課程特例校制度の対象であること。

(4) 審査の結果については，12 月下旬を目途に通知することを予定していること。

提出書類について

1. 教育課程特例校の指定を希望する場合

- (1) 教育課程特例校指定申請書【様式1】
- (2) 特別の教育課程編成・実施計画【様式2】
- (3) 学校の同意書
- (4) 集計様式【様式A】

※ 既に教育課程特例校の指定校があり、同内容の取組を他の学校でも始める場合、変更申請ではなく、新たに取組を始める学校についての新規申請を行うこと。

2. 教育課程特例校が「特別の教育課程編成・実施計画」の変更を希望する場合

- (1) 教育課程特例校指定変更申請書【様式3】
- (2) 特別の教育課程編成・実施計画の変更内容【様式4】
- (3) 特別の教育課程編成・実施計画（変更内容を反映したもの）【様式2】
- (4) 学校の同意書
- (5) 集計様式【様式A】

3. 教育課程特例校が「特別の教育課程編成・実施計画」の廃止を希望する場合

- (1) 教育課程特例校指定廃止申請書【様式5】
- (2) 教育課程特例校の指定廃止を行う学校一覧【様式6】
- (3) 特別の教育課程編成・実施計画（必要な場合のみ）【様式2】
- (4) 学校の同意書
- (5) 集計様式【様式A】

※ 同一の特別の教育課程を編成して実施している複数の学校のうち、一部の学校についてのみ指定廃止を行う場合には、一部の学校の廃止を反映した特別の教育課程編成・実施計画【様式2】を提出すること。

※ 取組期間の途中で廃止のみならず、取組期間の終了に伴う廃止の場合であっても廃止申請を行うこと。学校が廃校となる場合にも、廃止申請を行うこと。

(申請書等の作成に当たっての留意事項)

- (1) 申請書及び添付資料は、教育課程特例校制度実施要項（平成 20 年 10 月 16 日 文部科学大臣決定，平成 30 年 9 月 11 日改正）及び記入例を参照の上，様式にしたがって作成すること。
- (2) 申請書及び添付資料の様式は，文部科学省ホームページ（トップページ＞教育＞小学校・中学校・高等学校＞教育課程特例校制度）にも掲載するので，適宜，活用すること。
- (3) 教育課程特例校の指定，変更，廃止申請は，学校ごとに行う（「特別の教育課程編成・実施計画」の書類なども学校ごとに作成する）ことが原則であること。
ただし，複数の学校において，同一の特別の教育課程を編成して実施することを希望する場合（例えば，市内全ての小学校で同じ取組を実施する場合など），特別の教育課程について同一の内容変更を希望する場合，一度に複数の教育課程特例校の廃止を希望する場合には，実際の手続上の便宜を考慮し，複数の学校分をまとめて申請及び書類の作成を行うことができること。
- (4) 様式 A については，郵送での提出は不要であること。
- (5) 様式 1・様式 3・様式 5・学校の同意書について，電子メールで提出する際には，公印を押したうえ，PDF ファイルで送付すること。

以 上